

住宅ローン控除について

住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)

平成21年度税制改正において、住宅ローン減税制度について、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税で税額控除することとされました。

☆ 村への申告は原則不要です ☆

税務署の確定申告又は職場での年末調整(給与所得のみ)で適用されます。

【対象者】

所得税において住宅借入金等特別控除の適用がある者で、平成21年～令和3年末までに入居し、所得税から控除しきれなかった額のある方。

【申告方法】

村への申告は、原則不要です。

ただし、職場で年末調整(給与所得のみ)をする方でも当控除の申告が初めての方は確定申告が必要(初年度のみ)となります。

税額控除額は、提出された確定申告、職場からの給与支払報告書(源泉徴収票)で計算されます。「住宅借入金等特別控除可能額」や「居住開始年月日」の記載誤り・漏れがあると、当控除の適用がされない場合がございますのでご注意願います。

【期限】

期限内に確定申告及び職場での年末調整(当控除の申告を含む。)をしてください。

【控除額】

(ア)と(イ)のどちらか小さい額

(ア) 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

(イ) 所得税の課税総所得金額等×5%(平成26年3月までに入居の場合) 最高限度額 97,500 円
×7%(上記以降令和3年12月までに入居の場合) // 136,500 円

令和4年度改正【住宅ローン控除の特例の延長等】

住宅ローン控除の控除期間13年の特例について延長し、一定の期間(※)に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とします。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満である住宅も対象とします。

※注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで